

議員全員協議会会議録

平成29年10月11日

宮古市議会

平成29年10月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(10月11日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
協議事項(1)	4
協議事項(2)	6
閉 会	7

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成29年10月11日（水曜日） 午後1時45分
場 所 市役所6階 大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- （1）道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書について

〔協議事項〕

- （1）議会報告会について
- （2）その他

出席議員（27名）

1 番 今 村 正 君
3 番 木 村 誠 君
5 番 白 石 雅 一 君
7 番 中 島 清 吾 君
9 番 熊 坂 伸 子 君
11 番 佐々木 重 勝 君
14 番 橋 本 久 夫 君
16 番 工 藤 小 百 合 君
18 番 長 門 孝 則 君
20 番 落 合 久 三 君
22 番 畠 山 茂 君
24 番 松 本 尚 美 君
26 番 田 中 尚 君
28 番 前 川 昌 登 君

2 番 小 島 直 也 君
4 番 佐々木 清 明 君
6 番 鳥 居 晋 君
8 番 伊 藤 清 君
10 番 西 村 昭 二 君
12 番 須賀原 千 工 子 君
15 番 古 舘 章 秀 君
17 番 坂 本 悦 夫 君
19 番 佐々木 勝 君
21 番 竹 花 邦 彦 君
23 番 坂 下 正 明 君
25 番 藤 原 光 昭 君
27 番 加 藤 俊 郎 君

欠席議員（1名）

13 番 高 橋 秀 正 君

○

議会事務局出席者

事 務 局 長 野 崎 仁 也
主 査 高 村 学

次 長 佐々木 純 子

○

開 会

午後1時45分 開会

○議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は27名でございます。会議は成立しております。

○

説明事項（１） 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書について

○議長（前川昌登君） それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

協議事項の１、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書について、長門建設常任委員会副委員長より説明願います。

長門建設常任委員会副委員長。

○18番（長門孝則君） この意見書の趣旨は、市町村の道路整備に対して国の補助は50パーセントなんですけれども、特別措置として平成20年度から10年間ということで70パーセントしてきております。そういうことで10年間ということですので、平成29年度でこの特別措置が終了すると、そういうことですので。これを更に延長、継続してほしいという趣旨でございます。少し説明させていただきます。

明日の本会議において、建設常任委員会発議の意見書案「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書」について説明させていただきます。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「財特法」という。）では、平成20年度以降10年間の措置として、地方公共団体に対する道路の舗装、その他改築に関する国の負担、又は補助の割合については道路法の規定にかかわらず、10分の7の範囲内で、政令で特別の定めをすることができると規定されております。

市町村道の補助割合は、道路法の規定では通常2分の1以内となっておりますが、政令により補助率を最大10分の7までかさ上げすることが可能となり、そのかさ上げ措置は、平成30年3月末をもって終了することになります。このことから、かさ上げ措置の継続及び地方創生を果たすために必要な道路整備が図られるよう補助率等の拡充措置を求めるものであります。

今年度、当市では社会資本整備総合交付金事業として約19億7,000万円の事業を実施しています。そのうち、宮古市の負担分が約8億1,000万円で補助率は58.85パーセントとなっております。財特法のかさ上げがなければ、さらに約1億7,000万円の負担が増え、合計で約9億8,000万円が宮古市の負担分と試算されます。

現在、当市では、東日本大震災からの復興と地方創生に全力で取り組んでおり、持続的に地方創生を成し遂げていくために、産業の発展、地域間交流連携の促進及び医療の地域間格差の解消など、道路網の確立は必要不可欠であります。

以上のことから、明日の本会議では宮古市議会として国に対し、かさ上げ措置の継続及び地方創生を果たすために必要な道路整備が図られるよう、補助率等の拡充措置を求める意見書を提出いたしますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（昌川昌登君） 説明が終了しました。この件に対し何か質疑があればどうぞ。

松本議員。

○24番（松本尚美君） 今、長門副委員長の説明で大筋は理解したつもりなんですけど、ちょっと確認させていただ

きます。今宮古市では社会資本整備総合交付金の対象事業として、19億7,000万円の事業を実施していると。負担は8億1,000万円ですと。30年度から負担率が変わりますよということですよ。その影響額が1億7,000万円増えるということですよ。国が社会資本整備総合交付金の対象ですよと求めている事業も、万が一29年度までに終わらなければということでしょうか。この負担が増えるということは。要するに私の理解だと、認めている事業は、仮に30年度を超えても負担率というか交付金の率は70パーセントじゃないのかなという理解なんだけれども。年度で区切ってしまうということですか。

○議長（前川昌登君） 長門副委員長。

○18番（長門孝則君） その辺は正確に分かりませんが、ただ常識的には30年3月までに終わっていない事業、継続している分については当然補助の対象になるものと、そういうふうに理解しております。

○議長（前川昌登君） 今、確認しておりますので少々お待ちください。

その間、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで一旦終了して。今確認しておりますので。

○事務局長（野崎仁也君） 今確認をさせていただきますので、確認でき次第お答えいたします。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） すいません。理解していないのは私だけなのかもしれませんが、この意見書案を出す前提は、どちらからかお願いなりが出ていたんでしょうか。それともこれは、建設常任委員会の単独の判断で、これを発議するということでしょうか。

○議長（前川昌登君） 長門副委員長。

○18番（長門孝則君） これは建設常任委員会発議ですので、建設常任委員会ということで理解いただきたいと。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○27番（加藤俊郎君） これは、全国市議会議長会の方でも国に要望していますし。また、先般の県に対する要望、陳情活動の中でも、このことについて含まれております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、確認している事項は後でもいいですよ。それでは長門副委員長、ご苦労さまでした。

○

協議事項（１） 議会報告会について

○議長（前川昌登君） 次の協議事項の1、議会報告会についてですが、議員の皆さまにはご苦労をおかけいたしますが、毎年のごとでございましてよろしくお願いしたいと思います。

それでは内容について、事務局より説明させます。

その前に、先ほどの松本議員からの質問の確認ができたようですので。

野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） 確認できましたのでお知らせします。かさ上げの部分ですが、29年度からの繰越事業については、今のかさ上げ分として対象になります。ただし、新規については特例がない率になるということでございます。

○議長（前川昌登君） それでは議題に戻りまして、議会報告会について佐々木次長より説明願います。

○次長（佐々木純子君） それでは議会報告会について説明いたします。

議会報告会の基本的な考え方という資料をお配りしておりますが、こちらに基づいて説明させていただきます。議会報告会も今回で12回目となります。各班で打合せのうえ対応をよろしくお願いいたします。それでは要点のみ説明させていただきます。

まず1 ページですが、1 の根拠から4 のあり方までは、今までと変わった点はございませんので説明は省略いたします。後をご覧ください。

2 ページをご覧ください。今回は9 月定例会の報告、議会改革について、市政・地域課題についてをテーマに意見交換を行っていただきます。6 の市民への配布資料ですが、市議会だより50号としか書いていないんですが、これは11月15日発行でございます。それと議会改革についてまとめたものを、これから事務局で作成いたしますので、その2 種類をお持ちいただいて議会報告会の方で資料としていただきたいと思います。これにつきましては、物品と一緒にお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

8 の報告会終了後の処理についてですが、報告会終了後、概要報告書を提出いただきます。質疑、意見等とそれに対する答弁を要約し12月8 日金曜日までに出席者受付簿と一緒に事務局へ提出をお願いいたします。データで提出いただくことが可能であれば、そのようにお願いいたします。手書きでも結構です。報告期限は12月定例会中となる予定ですので各班でまとめ次第、期限より早く出していただく分については、事務局といたしましては大変助かりますのでよろしくお願いいたします。

次の3 ページ、4 ページは概要報告の様式となっております。

次の5 ページから6 ページの会場連絡表をご覧ください。各会場の予約申請につきましては、既に事務局で済ませております。皆さんにお願いしますのは各会場の鍵の開け閉めと準備ということになります。議会報告会の開会時間は、午後6 時30分としております。会場準備は1 時間前の午後5 時30分からとなります。会場の申請の方は午後5 時30分からとしておりますので、5 時30分からお願いします。初めて会場として使用する施設ですとか開け閉めの必要のない施設などがございますが、それにつきましては、会場連絡表のその他の欄に記載しておりますので、自分の班の状況をご確認いただければと思います。

次に8 ページ、9 ページをご覧ください。この表は以前皆さんにファックスでお知らせしたものでございます。そのほかに別紙資料として前回第11回の結果を付けてございます。こちらは参考にご覧いただければと思います。報告会に係る物品等につきましては、1 週間前までに事務局で準備いたします。その他不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせいただければと思います。

今回の議会報告会の市民への周知につきましては、11月1 日発行の広報みやこ、11月15日発行の市議会だより及び市議会のホームページに掲載いたします。このほかに、各地域協議会委員、自治会長、町内会長、行政連絡員への案内。更に行政連絡員を通じて各地域にチラシを回覧いたします。また、宮古ハーバーラジオや市防災行政無線でもお知らせする予定でございます。

この後、各班でお集まりいただきまして役割を決定し事務局まで報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終了しましたが、何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、各班で役割分担を決めて、事務局に報告願いたいと思います。

暫時休憩します。

午後2時02分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（前川昌登君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。役割分担が決まったようですので発表させます。
佐々木次長。

○次長（佐々木純子君） それでは、班の役割分担が決まったようですので上から読上げます。

1班。代表者、加藤議員。報告者、古館議員、松本議員。記録者、小島議員、木村議員。司会者、落合議員です。

2班。代表者、佐々木勝議員、報告者、佐々木重勝議員。記録者、白石議員、鳥居議員。司会者、佐々木清明議員。

3班。代表者、長門議員、報告者、橋本議員。記録者、熊坂議員、中島議員。司会者、伊藤議員。

4班。代表者、田中議員、報告者、坂下議員。記録者、今村議員、西村議員。司会者、坂本議員、工藤議員。

5班。代表者、藤原議員、報告者、須賀原議員。記録者、畠山議員、竹花議員。司会者、高橋議員。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（前川昌登君） 以上ようですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで終わります。

○

協議事項（２） その他

○議長（前川昌登君） 次にその他ですが、議会運営委員会委員長より説明願います。

古館議会運営委員会委員長。

○15番（古館章秀君） 議会運営委員会を代表しまして、報告させていただきます。

本日は、議会運営委員会で協議しているものについて報告させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

議会改革等の検討状況についてをご覧いただきたいと思います。常任委員会の名称等についてでございますが、これは広報編集の部分の名称でございます。常任委員会にするということで、広聴の問題がありまして協議した結果、名称は議会広報編集委員会、定数は6人とし、当面、広聴については議会運営委員会が担うということに決定しました。

次に、通年議会制度導入についてですが、検討事項としていた、災害に伴う補正については、専決処分事項に指定することとしました。また、現在、臨時会での議案は委員会に付託せず本会議即決としていますが、通年議会導入後、臨時会議における取扱いについても、原則として委員会の付託を省略することとしました。

続いて、議会モニター制度等についてですが、引き続き検討していくこととしました。

議員報酬引き上げについてですが、引上げ、現状維持、特別職報酬等審議会に判断を委ねるなど、意見が分かれ、採決により決定することになりました。結果、現状維持が5人、引上げが1人となり、議会運営委員会では現状維持と決定したところでございます。

予算の全体審査に伴う事業の事前説明についてですが、これまでは、予算を伴う事業について、委員会への事前説明を行っていませんでした。今定例会から全体審査となったことにより、委員会への当該事業の事前説明の要否について、当局で混乱が生じたことから、今後の取り扱いについて協議しました。結果、議会運営委員会

では新規事業、重要な事項については、常任委員会で説明を受けることに決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（前川昌登君） 報告が終了しました。この件について、何かご質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで終わりたいと思います。

そのほかですが、皆さまから何かありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○議長（前川昌登君） ないようですので、これをもって議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後２時１５分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登